

土地改良区 Q&A

改良区支援班

Q「土地改良区」とは？

A 土地改良施設（農道、用排水路等）の新設、更新、維持管理等の土地改良事業を行う団体です。また、県営土地改良事業の換地業務等の受託及び推進を行う団体です。

土地改良法により県知事から設立の認可を受けた公（非営利）法人です。

Q「土地改良区の組合員」になれるのは？

A 土地改良区の地区内の農用地の所有者又は使用収益権者が組合員となります。

【参考】農用地の所有面積に関わらず、総会の議事について一人一議決権をもちます。また、役員選挙（選任）権があります。農用地等を売買した場合や経営移譲をした場合は、資格得喪通知書を土地改良区に提出する必要があります。（この通知を提出することにより権利・義務が承継されます。）

Q「賦課金」とは？

A 土地改良区は、定款の定めにより、事業に必要な経費及び県営事業の分担金等の必要経費を原則として組合員に賦課し、金銭を徴収します。その金銭を賦課金といいます。

Q「定款」とは？

A 土地改良区の組織及び活動に関する根本的な原則です。定款には地区、事業、総（代）会、役員、経費の賦課、委員会、事業年度等の基本的事項が規定されています。

Q 「総会（総代会）」とは？

A 組合員全員（総代全員）で構成する土地改良区の意思決定機関です。最低でも年1回は開催する必要があります。議決事項としては、①定款・役員選挙（選任）規程の変更、②規約・諸規程等の設定、変更、廃止、③起債、借入金の借入の方法、利率、償還方法、④収支予算、⑤債務負担、⑥賦課金・徴収方法、⑦事業報告書、収支決算書、財産目録の承認等があります。

議決権は、一人一議決です。通常の議決は、総組合員の半数以上が出席し、出席者の過半数で議決となります。土地改良法に定めがある重要な事項（定款（役員規程を含む。）の変更、事業計画の申請・変更・廃止、解散・合併）については、総組合員の2/3以上が出席し、出席者の2/3以上の賛成を必要とします。

Q 「役員（理事・監事）の役割」とは？

A 役員選挙（選任）規程に基づき、選出されます。

各理事は、土地改良区の代表権を持ちます。また、土地改良区の運営は、理事会において理事の過半数の議決で意思決定がなされます。理事は、法令・土地改良区の諸規程等を遵守し、土地改良区のため忠実に職務を遂行する義務があります。

監事は、理事の職務執行（業務運営・会計経理等）を監査します。また、監事会で監査計画、監査結果等を議決し、理事会及び総（代）会に監査結果を報告する責務があります。

役員が就任又は退任した場合及び住所又は氏名に変更があった場合は、県への届出が必要となります。県公報で公告することにより第三者に対抗することができます。